

山水荘施設利用料金

令和6年8月1日

介護福祉施設サービス（日額）

ご利用者様の要介護度	サービス利用に係る自己負担額	日常生活支援加算	科学的介護推進体制加算	個別機能訓練加算	看護体制加算	夜間職員配置加算	居住費	食費	サービス利用に係る1日の負担額
要介護度1	(1割負担) 589円	1割負担 36円	/	/	/	/	/	/	(1割負担) 3,062円
	(2割負担) 1,178円								(2割負担) 3,709円
	(3割負担) 1,767円								(3割負担) 4,356円
要介護度2	(1割負担) 659円	2割負担 72円	/	/	/	/	/	/	(1割負担) 3,132円
	(2割負担) 1,318円								(2割負担) 3,849円
	(3割負担) 1,977円								(3割負担) 4,566円
要介護度3	(1割負担) 732円	3割負担 108円	/	/	/	/	第4段階の場合 915円 ※下記参照	第4段階の場合 1,500円 ※下記参照	(1割負担) 3,205円
	(2割負担) 1,464円								(2割負担) 3,995円
	(3割負担) 2,196円								(3割負担) 4,785円
要介護度4	(1割負担) 802円	3割負担 108円	/	/	/	/	/	/	(1割負担) 3,275円
	(2割負担) 1,604円								(2割負担) 4,135円
	(3割負担) 2,406円								(3割負担) 4,995円
要介護度5	(1割負担) 871円	3割負担 108円	/	/	/	/	/	/	(1割負担) 3,344円
	(2割負担) 1,742円								(2割負担) 4,273円
	(3割負担) 2,613円								(3割負担) 5,202円

(1) 上記の金額は、標準的な1～3割負担の場合の金額です。（基準費用額：利用者負担第4段階）

(2) 上記の金額より、栄養管理の基準減算（-14円）します。

(3) 介護職員等処遇改善加算（I）として、1月につき所定単位数の14.0%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。

居住費・食費についてはご利用者様の所得に応じて、下記のとおり異なります。

区分	対象者(例)	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方	430円	390円
第3段階	1 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円超120万円以下	430円	650円
第3段階	2 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が120万円超	430円	1,360円
第4段階	世帯に課税の方があるか、本人が市町村民税課税	915円	1,500円

特別養護老人ホーム 山水荘

秋田県指定 第0572150118号